

平成 31 年第 1 回定例会 予算特別委員会（農政部）での質問と答弁内容

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 31 年 2 月 28 日（木）開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 農業政策について</p> <p>(一) 収入保険制度について</p> <p>1 収入保険の概要と加入状況について</p> <p>ご存じのとおり農業というのは自然を相手にする仕事であります。当然気象条件によって農作物のできも大きく変わってくる。そして近年は、一方で近年は、異常気象という、そんなことで災害も多数発生している現状であります。</p> <p>このように、農業者の努力によってもそれが補えないとそういうことを想定しながら農業共済制度がある訳でありますけれども、今年の 4 月から、その農業共済制度にあわせて、収入保険制度がスタートしますが、その収入保険制度のまず概要とその加入状況についてまずお伺いをいたします。</p> <p>加入予定されているのが全国で 35,000 ということでありますから、当初私の記憶でいけば 10 万というふうに想定されていたと思います。ところが 35,000 ということになれば 3 分の 1 しか加入していない。そういうことになりまして、なぜ 3 分の 1 しか加入しなかったのか、ここはやっぱりしっかりと見極める必要があるのではないかと思います。</p>	<p>【農業支援担当課長】</p> <p>本年 1 月からスタートしました収入保険は、青色申告を行っている農業者を対象に、品目の枠にとらわれずに、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた様々なリスクによる収入減少を補てんする保険でございます。</p> <p>また、加入状況につきましては、実施主体である全国農業共済組合連合会によると、都道府県ごとのデータは公表していないものの、全国ベースで個人・法人を併せて 35,000 経営体の加入が見込まれているところでございます。</p>
<p>2 未加入対策について</p> <p>先ほどいった共済制度というのは、ご承知のとおり一定の規模の作付けをしている農家の皆さん、とりわけ麦や水稻などについては当然加入ということで、強制的に加入となっている訳であります。そしてこの収入保険制度ができたことによって、共済組合保険か収入保険かどっちかに入ってくださいということになったものだから、いわゆる強制加入から任意加入になりました。</p> <p>私もちょっと気になっているのは、とりわけこの共済制度の無事払戻金というのがありまして、何も事故なければ何年かたてば少し還付していきますよというのがあったのですが、ここ数年この制度ができたことも含めてそれがなくなった。そして結果的に掛け捨てになってくる。そんなことも含めてそ</p>	<p>【農業経営局長】</p> <p>本年 1 月から収入保険が導入されたのに併せまして、農業共済につきましても、見直しが行われたところであり、主な内容といたしましては、農作物共済の任意加入制への移行や農業者の負担を減らす上から、被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害を評価する一筆方式の廃止などとなっております。</p> <p>道では、これまで、関係機関・団体と連携いたしまして、農家の皆様に例えば、収入保険では、農業共済で対象外であった作物も対象となることや、また農業共済では、無事戻しが廃止される一方で、無事故の年産が続けば掛金が安くなる仕組みに変わったことなど、両制度の内容やメリットの周知に努めてきたところでございます。</p>

れならどっちも入らないというような、そういう声も聞こえています。これは大変な私はことだと思えますし、一方でその収入保険はしっかりと農家の皆さんにお知らせできていないのではないかな、そんなことも思うものですからそういった意味ではまだわかりませんが、その未加入者対策をどのように対応しようとしていくかをお伺いいたします。

先ほど言ったように収入保険が思ったよりも加入率が少ないというその懸念でありますね。それで私はまだこの収入保険が周知されていないということとあわせてやっぱり様々な問題点があるのだろうというように思っています。農家の皆さんからは例えば去年出来秋があまりよくありませんでした。それでその基準収入額を算定するにあたっては過去 5 年間の分の実績のうち、まるまる 5 年分を見ますよという、いわゆる 5 中 5 で見る訳です。そうすると 1 年、去年のように収入が悪い年があればその悪い年の分は 5 年間引きずっていく訳です。ですから当然その平均ですから平均額が減っていく、であればこれ悪い時をもって今年入るのはなかなか難しいねということ。それからもうひとつは、その補填額を算出するについても 9 割、9 割まず頭打ち 9 割にしてその 9 割補償でありますから、マックスでも全体の 81%ということになることでありまして、やっぱり農家の皆さんからは本当にこれで収入保険、自分たちにとってプラスになるのかという、そんなことがちょっとまだまだわからないという状況があると思うのです。

収入保険制度は、今年スタートしたばかりで、今後の見直しは 5 年後だと思いますが、やはりその農家の皆さん方の声をしっかり把握をして、そして国の方にしっかり適宜見直しを求めていく、などの対策を是非ともお願いをしたいと思います。

こうしたことに加えまして、昨年の大雪や豪雨、地震などの発生は、改めて、災害への備えの重要性について、農業者の方々の認識を高めることにつながったものと考えてございまして、道といたしましては、これから春作業が本格化する時期を迎える中で、平成 31 年産の農業共済の加入推進に向けて、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、加入の必要性などの周知徹底を図るなど、農業者が無保険の状態にならないよう努めてまいります。

(二) 国際貿易協定について

1 影響試算の根拠について

昨年 12 月から T P P 11 が発効しました。そして今年 2 月 1 日からヨーロッパ、E U との E P A がスタートしたわけでありまして、そんな中でこの二つの大きい貿易協定を試算する際に、皆さん方はこうまとめました。

【政策調整担当課長】

道において取りまとめた試算では、T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効に伴う関税削減等の影響で、輸入品との競合により、価格低下による生産額の減少を見込んだところであります。

一方で、農業者の方々の不安や懸念を払拭するた

<p>「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農林水産漁業者の所得が確保され、国内生産量が維持できる」というようにされています。関税が下がることによって、安い農産物が入ってくる。それでそれに引きずられて国内生産額も下がる。だから生産額は下がるけれども、量は維持できるというのは、私はちょっと矛盾していると思います。</p> <p>とりわけ、価格が下がって、そうしたらそこに海外産のものが入ってくるのではないですか。そうしたら、シェアが奪われるのではないですか。そうすると生産量が確保できないのではないかと思うのですけれども、今お話しした根拠について、お伺いいたします。</p>	<p>めには、様々な対策を講じながら、本道農業の体質強化を図っていくことが重要であり、基盤整備事業や産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業などを活用しながら、ニーズに応じた生産、供給とあわせ、作業の省力化、効率化を進めるなどにより、農業所得が確保され、生産量が維持されると考えているところでございます。</p>
<p>1-1 生産量の維持について</p> <p>先ほど言ったことと同じ答弁ですが、やはりそのところは輸入が増えてくるという懸念が私はあるのです。</p> <p>奇しくも今日のご承知のとおり、北海道新聞の中にもマスコミ報道でも、財務省がこの 27 日に公表した 1 月の品目別の貿易統計によると、T P P 発効国からの牛肉輸入量は、前年同月の 1.5 倍に急増したというように言われております。</p> <p>そして、今後、段階的に市場開放される他の産品にも影響が及ぼすのではないかと言われている訳でありまして、やはり増えているのです。</p> <p>そして、この貿易交渉により増えている、あるいはチーズなどについても、安いスーパーなどについては、「チーズが安くなりますよ。ワイン安くなりますよ」と、そういう安売りで売っているわけです。</p> <p>そんなことを考えれば、本当に生産量が維持できる、本当にそう考えているのか、私は大変疑問なのですけれども、このような状況を受けて、どのように認識をもたれているのか、お伺いいたします。</p>	<p>【地域医療課長】</p> <p>国では、各都道府県に対し、都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置など、調整会議における議論を一層活性化する取組を促しているところでございますが、道といたしましては、圏域の実情や取組状況を十分に踏まえつつ、対応を進めていく必要があると認識しております。</p> <p>道では、本年度、21 の全ての圏域におきまして構想に関する説明会を開催し、各医療機関の機能、患者の受療動向といったデータや、道内外の優れた事例などの様々な情報を提供するとともに、道医師会と連携しまして、各圏域の調整会議の議長などが、現状・課題の共有や意見交換を行う場を新たに設けるなどしまして、調整会議における議論の活性化を図っているところであり、今後とも、地域の実情に即した議論が進められるよう努めてまいるところでございます。</p>
<p>2 影響の把握について</p> <p>関税の関係で、年明けに繰り越したというのも、希望的観測だと思うのです。その分、希望的観測ではちょっと、かなり心配ではありますし、併せて T P P 11 が 12 月から発効しましたけれども、この 4 月になれば 2 年目になるのです。2 年目になって、</p>	<p>【農業経営局長】</p> <p>T P P 11 及び日 E U ・ E P A の発効を受け、道では、道内における生産動向をはじめ、国際的な需給や価格変動の状況、日本への輸入量、国内市場価格の推移などを調査することとしておりまして、現在、牛肉の輸入量など、入手可能な情報の把握を進</p>

<p>さらに関税が引き下がっていくということになるわけですから、要は、どうやってその影響額を監視しながら影響額を把握していくのかということが私は極めて大事な要素になってくると思います。</p> <p>会派の代表格質問の中でも今後の影響把握については、「本道農業への影響について、継続的に把握する」という答弁でありますけれども、継続的とはどのような間隔でこの調査を行おうとしているのか、お伺いをいたします。</p>	<p>めているところでございます。</p> <p>今後とも、順次、様々なデータに加えまして、関係団体と連携の下、畜産、畑作、稲作などの営農に応じた生産・販売の状況を踏まえまして、農業者から経営状況について、広く収集するなど、本道農業への影響について、毎年、把握してまいります。</p>
<p>3 今後の貿易協定への対応について</p> <p>農家の皆さんが心配されているのは、この二つの大きな貿易協定がほぼ同時に発効した、そしてこれからアメリカとの物品貿易協定交渉が始まる。そのことよっての影響が心配だという声が寄せられています。</p> <p>やはり、これ以上市場開放するような貿易協定には厳しい態度で臨むべきと思いますけれども、道の対応と認識をお伺いいたします。</p>	<p>【農政部長】</p> <p>本道農業が、安全・安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下におきましても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要でございます。</p> <p>このため、道といたしましては、先ほど委員からのご質問にもありましたが、牛肉の輸入が増えている、そうした状況もございますので、危機感を持って、T P P 11等による影響の把握に努めつつ、地域の実情や意向を十分に踏まえ、各作物の生産体制や農地等の計画的な整備はもとより、北海道のブランド力を活用した米や牛肉等の国内外への販路拡大など、本道農業の競争力強化に積極的に取り組むとともに、今後の日米物品貿易協定の交渉を十分に注視しながら、農業団体などと連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を、適時適切に国に求めてまいります。</p>
<p>(三) 小規模農家を守る施策について</p> <p>1 農家戸数の推移について</p> <p>農家戸数、年々減少しております。</p> <p>近年の推移についてお伺いいたします。</p>	<p>【農業経営課長】</p> <p>農家戸数の推移についてであります。国の農業構造動態調査によれば、本道の販売農家数は、平成 30 年は 35,800 戸で、29 年に比べ 500 戸、1.3% の減少となり、20 年に比べると 1 万 200 戸、22.2% の減少となるなど、年々減少しております。</p>
<p>1-1 知事就任時以降の農家戸数について</p> <p>ちなみに、高橋知事が就任した平成 15 年でありますけれども、これと比較してみてください。</p> <p>まあ、39.4%、約 4 割この 15 年間 16 年間で減少しているということでもあります。大変な数字だとい</p>	<p>【農業経営課長】</p> <p>平成 15 年との比較についてであります。同じく国の統計によると、平成 15 年は 59,080 戸と、平成 30 年と比較すると 23,280 戸、39.4% の減少となっております。</p>

<p>うふうに思います。</p>	
<p>2 小農の権利宣言について</p> <p>昨年の12月18日に、「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」、いわゆる小農の権利宣言が賛成多数で可決されました。日本は棄権に回り、極めて残念だと思っています。</p> <p>この宣言では、農村社会を維持、発展させていくために小農の重要性を主張、価値や役割を強調し、保護が都市の発展につながるとしています。</p> <p>また、協同組合の権利を守り、支援する必要性も明記している訳であります。</p> <p>この宣言は、国際法に位置づけられたものではなく、法的拘束力はありません。ただ、国連の決議は重要な意義をもち、日本も含めて国連の加盟国は宣言を履行するための措置や行政支援、財源を確保する必要があると考えますが、道として小農の権利宣言について、どのような認識を持っているかをお伺いいたします。</p>	<p>【政策調整担当課長】</p> <p>昨年12月の第73回国連総会において決議されたこの宣言は、農村社会を維持・発展させていくために、小農の重要性を主張する中で、小規模農家や農村で働く人々の食料生産や生物多様性の保全などへの貢献を踏まえ、食料主権や労働安全、健康の権利などの保護とあわせ、協同組合の権利を守り、参加する権利も明記されているものと承知しております。</p> <p>我が国はもとより本道においても、経営規模は様々であるものの、家族経営が農業生産を通じて地域を支える役割を担っているところでありまして、道といたしましては、こうした家族経営の担い手の方々が安心して営農に取り組めるよう、市町村、JAなど地域の関係者と連携しながら、必要な施策を進めてまいる考えです。</p>
<p>3 具体的な小規模農家を守る施策について</p> <p>小規模農家を守っていくことは、私は極めて大事なことだと思いますが、その支援もしっかりとしていかなければならないと思っています。</p> <p>それで、具体的にどのような支援が可能なのかを伺うとともに、また、国際貿易協定の影響によって創設された、例えば産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業などは、規模拡大やコスト削減が必須の要件とされており、これでは現状の規模で機械や施設の更新をする場合は該当にならないと聞いています。</p> <p>やはり、これらの要件緩和も求めて、小規模農家を守っていく、現状維持の農家を守っていく、そのことが必要なのではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。</p>	<p>【農政部次長】</p> <p>本道では専門的な家族経営が大宗を占める中で、地域の生産活動や共同活動におきまして、比較的規模が小さい農家の方々もそれぞれ大切な役割を果たしており、その経営の継続を図っていく上で、体質の強化や安定生産に向けた対策に取り組んでいくことが重要と考えております。</p> <p>道といたしましては、経営規模に関わらず、経営改善などに取り組む農業者に対しまして、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業を活用した支援と併せ、収益性を高めていくための農業農村整備や、中山間地域における農家所得の向上、さらには多面的機能の維持・発揮への取組支援などに取り組んでいるところであり、引き続き、関係機関・団体と連携し、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業に係る小規模な経営への対策も含め、現地に向いて地域の実情を聞くなどして、それらを踏まえ、国に対し、施策の充実や予算の確保に努めてまいります。</p>
<p>4 家族農業を守る決意について</p> <p>北海道農業というのは、先ほども言いましたけれども、やはり家族農業で発展してきた地域だと思います。そして、これからも家族農業をしっかりと守っていかないと、その地域も守れないという風に私</p>	<p>【農政部長】</p> <p>本道では家族経営が主体となって稲作、畑作、酪農などの専門的な農業を展開し、基幹産業として発展してきた中、本道農業が、今後とも、食料の安定供給や多面的機能の発揮などの役割を果たしてい</p>

は思います。家族農業を守ることに對する道の認識と決意をお伺いします。

くためには、こうした家族経営の担い手の方々が将来に展望を持ち、安心して営農に取り組んでいくことが何よりも重要であります。

このため、道といたしましては、引き続き、計画的な農地等の基盤整備や省力化技術の開発・普及などの地域の生産力を高める対策、後継者の確保と個別経営を支える支援組織の育成、経営所得安定対策の推進、さらには、地域の特色を活かした農畜産物の付加価値向上やブランド力を活かした販路拡大など、家族経営を引き継いで行く後継者の皆様が、意欲を持って農業に取り組めるよう、地域の関係機関・団体としっかり連携しながら、各般の対策の推進に力を尽くしてまいります。